

第 2 次南会津町行政改革大綱

平成 23 年 3 月

南会津町

目 次

I 行政改革の基本的な考え方	2
(1) 行政改革の基本姿勢	2
(2) 行政改革の推進期間	2
(3) 行政改革の推進体制	2
(4) 行政改革の進行管理	2
II 行政改革の基本方策	3
第1 住民の視点に立った行政運営	3
1 住民との連携・協働によるまちづくり	3
(1) 住民への適切な対応	3
(2) 開かれた行政の推進	3
2 行政需要に対応する組織づくり	3
(1) 新たな行政課題へ対応するための組織の強化	3
(2) 行政組織の簡素化・効率化	3
第2 行政経営の視点に立った行政運営	4
1 行政が担うべき役割の重点化と簡素効率化	4
(1) 事務事業の重点化と簡素効率化	4
(2) 総合支援センターの役割	4
(3) 民間委託等による民間活力の活用	4
(4) 地方公営企業の経営健全化	4
2 定員管理と給与等の適正化	4
(1) 適正な定員管理	5
(2) 給与等の適正化	5
3 人材育成の推進	5
(1) 職員研修の充実	5
(2) 人事交流の促進	5
(3) 職員提案制度の創設	5
4 財政の健全化・効率化	6
(1) 健全な財政運営の確保	6
(2) 財源の重点的・効果的な配分・執行	6
(3) 第三セクター等の健全化	6
(4) 収納率（額）の向上	6
(5) 補助金等の見直し	6
(6) 使用料・手数料の見直し	6
(7) 遊休土地の活用	6
(8) 新たな地方公会計制度への取組み	7

I 行政改革の基本的な考え方

(1) 行政改革の基本姿勢

住民は等しく行政サービスを享受する権利を有し、行政はその負託に的確に応えなければなりません。そのためには、情報を積極的に公表し、町民と連携・協働したまちづくりを行う、住民の視点に立った行政運営が必要です。

また、限られた財源の中で効果的なより良い行政サービスを提供するためには、行政経営の視点に立った行政運営と平成27年度合併特例期間の終了を見据えた、今後の財政状況を的確に予測した行財政運営が求められています。

この二つの基本姿勢を基に、行政改革を一過性の改革ではなく、長期的な課題として改善の積み重ねを推進しなければなりません。

(2) 行政改革の推進期間

この大綱に定める事項については、平成23年度から平成27年度までの5か年間の計画として推進するものとします。なお、この大綱に盛り込んでいないものについても、改革の必要が生じれば積極的に対応していきます。

(3) 行政改革の推進体制

行政改革の推進体制は、次のとおりとします。

① 行政改革推進本部

南会津町行政改革推進本部設置規程に基づき、町長を本部長、副町長を副本部長、課長等を本部員とする行政改革を推進する主体とします。

推進本部は、住民、行政改革懇談会等の提言を聴き、行政改革大綱や集中改革プランを策定します。また、行政改革担当課や府内各課等を指示し、行政改革大綱や集中改革プランに沿って、行政改革を推進します。

② 行政改革懇談会

南会津町行政改革懇談会設置要綱に基づき、住民で組織し、推進本部の諮問に応じ、行政改革大綱・集中改革プランの策定や行政改革の推進状況等について審議・評価し、推進本部に対し答申（提言）を行います。

③ 行政改革担当課

行政改革担当課（総務課）は府内各課等と協議し、行政改革大綱・集中改革プラン案を策定するとともに、策定された行政改革大綱・集中改革プランに基づき、府内各課等に行政改革の実施を指示し促します。

(4) 行政改革の進行管理

実効のある行政改革を実現するためには、行政改革推進本部は、集中改革プランにおいて、改革の実施時期・状況などの具体的な取組みを明示し、住民、行政改革懇談会等の評価を受けながら、大綱に基づく改革を着実なものとするよう適切な進行管理に努めます。

さらにPDCAサイクル『PLAN（政策立案・計画策定）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（改善）の繰り返し』により、南会津町行政改革集中改革プランの点検を行うものとします。

II 行政改革の基本方策

第1 住民の視点に立った行政運営

改革の実施にあたっては、多様化、高度化する住民の要望を的確に把握し、常に住民の意向を尊重し、行政サービスの向上を図ります。

また、行政主導による施策の展開だけではなく、住民との信頼関係を深め、良好なパートナーシップを確立し、住民との連携・協働のまちづくりを進めていきます。

1 住民との連携・協働によるまちづくり

(1) 住民への適切な対応

住民の目線に立ち、住民の要望に応えられるよう適切な対応に心がけます。

- ① 「住民のために役場がある」との認識に立ち、住民への対応時には、あいさつはもとより、その要望・申請には、親切、丁寧、正確、迅速、公平を旨として、適切なサービスの提供に努めます。
- ② 住民からの相談、苦情、要望等は、本庁及び各総合支所で受け付け、回答・説明するとともに、改善を要するものについては、必要な措置を講じます。

(2) 開かれた行政の推進

福祉、環境、文化、防災等まちづくりには、行政だけでは担いきれない部分があり、自主的・自発的で、速やかな対応が可能な行政区、各種団体やこれらを構成する住民の理解・協力が必要です。このためには、次の事項に積極的に取組み、透明で公正な開かれた行政を推進して、住民との信頼関係を築きます。

- ① 情報公開条例、個人情報保護条例の趣旨に則り、個人情報の保護を遵守しつつ、行政情報を公開し、透明で公正な開かれた行政を推進します。
- ② 広報紙やインターネット上のホームページを更に充実させるとともに、住民に行政の動きや内容など多様な情報を積極的かつタイムリーに分かるように公表・発信し、説明責任を果たします。
- ③ 重要な計画や施策の策定にあたっては、アンケート、パブリックコメント等ができる限り住民の意見・要望を聴き、これを行政に反映させます。

2 行政需要に対応する組織づくり

今日の社会経済環境の変化の中で、多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、既存の組織を簡素で実効性のある組織・機構に常に再編成するよう、次のような視点から、引き続き見直しを進めます。

(1) 新たな行政課題へ対応するための組織の強化

地方分権、少子高齢化、環境保全、雇用対策等多様化する行政需要に対し積極的な施策を開けるため、引き続き次の部門を充実強化します。

- ① 地方分権時代を迎え、地方自らの判断と責任で地域の実情に即応した政策形成や戦略的な施策展開を行うため、企画・政策を研究する部門
- ② 企業・研究機関等の誘致を推進するほか、地場産業の振興や新規産業の創出を支援して、雇用対策を推進する部門
- ③ 少子高齢化対策及び地区集落支援を強化する部門

(2) 行政組織の簡素化・効率化

事務事業、人員配置、事務処理方法等を常に見直し、簡素で効率的な組織機構の維持・継続を図ります。

- ① 細分化の傾向にある組織を見直し、類似業務・関連業務はできる限り単一の組織にまとめます。
- ② 総合支所は、情報ネットワーク等を活用し、住民サービスに配慮しながらも順次事務の効率化に努め、組織の簡素化を図ります。

第2 行政経営の視点に立った行政運営

合併の効果を生かしながら、行政の役割を見極めた施策の選択、費用の縮減等により、限られた財源の有効活用を図り、経営感覚に基づいたコスト意識、迅速性等を重視した簡素で効率的な行政を目指します。

1 行政が担うべき役割の重点化と簡素効率化

厳しい財政環境の中で、多様化、増大化する行政需要と新たな行政課題に的確に対応するため、事務事業の全般にわたって聖域を設けることなく、行政が真に持つべき分野の総点検、事務事業の優先順位、民間委託の可否等の見直しを絶えず行います。

(1) 事務事業の重点化と簡素効率化

- ① 現状にそぐわない不必要的事務事業、行政関与の必要性が低く民間に任せるべき事務事業、経費と比較して行政効果の低い事務事業、緊急性の乏しい事務事業を再編・整理、廃止・統合します。
- ② 事業の効率性（費用対効果）、有効性（目的達成度）を客観的に分析・評価し、今後の事業の見直しや優先施策・重点施策の検討に役立てるため、新たな行政評価システムの構築を検討しつつ、当面は事業評価（事務事業評価）制度の導入に取り組みます。
- ③ 児童・生徒が減少している状況に鑑み、長期的な展望に立って、保育所、学校等が適正規模、適正配置となるよう、関係団体と協議の上、統廃合を検討します。

(2) 総合支援センターの役割

限られた職員数で効果的に業務を処理し、住民サービスの水準を保つために、一般財団法人南会津町総合支援センターを設立し、柔軟な対応が可能な組織体制づくりを行ってきましたが、住民にわかりづらいことから、財団法人田島振興公社との業務内容を整理、検証し、統合整理の検討を行います。

今後は、アウトソーシング計画に基づき総合支援センターの業務内容を整理、検証するとともに、住民にわかりやすい組織を目指します。

(3) 民間委託等による民間活力の活用

多様化する行政需要のもとで、行政サービスの向上と効果的・効率的な行政運営を図るためには、適正な管理監督のもとに民間能力を積極的に活用することが必要です。

- ① 利用者へのサービス向上と効果的な管理運営が期待される公の施設は、第三セクターにとどまらず、民間団体も視野に入れた指定管理者による管理運営を推進します。
- ② 指定管理者制度により管理されている施設についても、その内容、効果が適正に管理されているかを検証します。また、指定管理料については、積算根拠を明確にし、適正な管理を行います。

(4) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業の健全な運営を確保するため、水道料金等企業収入については、独立採算制の原則に立ち、その収入確保に努め、経営の健全化をなお一層推進します。

- ① 適正な収入の確保のため、収納体制の強化に努めます。
- ② 民間に委託した方が経済性に優れている業務については、公営企業においても積極的かつ計画的に民間委託の推進を図ります。

2 定員管理と給与等の適正化

住民の求める行政需要に的確に応えるべく効率的な体制を確立するためには、組織機構の整備を図るとともに、職員の適正な人事管理が重要であります。

このため、人事管理の主要な課題である定数、給与等について、次に掲げる視点から見直し、総人件費の抑制を図ります。

また、人事考課制度の詳細や問題点を整理・解決し、公平で信頼性のある人事考課制度の導入を検討します。

(1) 適正な定員管理

行政に対する町民の要望が、量的にも質的にも変化し多様化する中で、財政事情が厳しくても、行政サービスの水準低下を招かないためには、公務能率の向上、事務事業の整理・統合、アウトソーシングの推進等により適正な職員数を確保しながらも、総人件費を抑制しなければなりません。

将来の職員の年齢構成も考慮しながら、適正な定員管理による執行体制を確立することが重要であります。

平成20年3月策定の行政改革大綱では、職員補充率を合併協議会作成の財政シミュレーションに基づき退職者の35パーセントを基準としてきたが、高齢化・過疎化等の進行や集落維持機能の保持等、新たな行政課題や行政需要の変化に伴い、定員の見直しが必要になったことから、補充率を50パーセント以内とし、限られた職員数で行政サービスの水準を確保します。

- ① 中長期的な視点に立った定員管理を行い、職員数の適正化を着実に実施していきます。
- ② 新しい行政課題や主要事務事業を抱える部門へ計画的、重点的に職員を配置し、行政需要の減少した部門は削減を行い、行政需要の変化に見合った柔軟で積極的な定員管理を実施します。
- ③ 事務事業の見直し、アウトソーシング等を更に推進し、適正な定員による効果的な執行体制に努めます。
- ④ 再任用制度の利活用を検討します。

(2) 給与等の適正化

職員給与は、職務と職責に応じたものでなければならないとともに、生計費及び国・他の地方公共団体、民間企業の給与を考慮して決定することとされています。

職員給与の適正化については、今後とも国、県、近隣町村の実態、本町の財政状況を勘案し、取り組みを推進します。

3 人材育成の推進

効率的・効果的な行政運営を確保し、より少ない職員数でより大きな効果を上げるために、自己啓発を奨励・支援しつつ、研修制度を充実し、職員の資質向上、能力開発を図ることが極めて重要であるとの認識のもと、これを一層推進するため人材育成基本方針を策定し、人材の育成を総合的、計画的に推進します。

(1) 職員研修の充実

次に掲げる研修を特に充実させます。

- ① 町民の奉仕者であるという認識に立ち、公務員倫理の徹底を図るとともに、費用対効果やスピード意識、成果重視の経営感覚を持つような職員の意識改革を図る研修
- ② 地方分権の時代を迎え、地域にあった政策を企画する政策形成能力を高める研修など、自立（律）した自治体経営を行うため必要な研修
- ③ 管理職員の新たな課題に取り組む積極性、的確な判断力、部下に対する指導力等のリーダーシップを育成する研修
- ④ 職員の意欲や主体性を重視し、やる気のある職員の能力開発を支援する自己啓発の一環として、専門的知識を中心に課題を選択できる研修

(2) 人事交流の促進

職員の知識向上と意識改革を図り、町の重要課題や先進的施策に対応できる人材の育成のため、県、民間団体等との人事交流を積極的に促進します。

(3) 職員提案制度の創設

事務事業に対する斬新で建設的な意見の提案を奨励するとともに、職員による自主研究グループの研究調査活動を育成・援助し、積極的な政策への反映を図ります。

4 財政の健全化・効率化

本町の財政は、地方交付税等の依存財源割合が高く、平成16年から実施された三位一体改革による影響を強く受けたうえに、景気低迷の影響が重なり、税収の減少とともに大変厳しい財政状況となっています。

今後も普通交付税をはじめとする経常一般財源の減少が予想され、財政の硬直化が進むものと懸念されるため、投資的経費については、合併特例債の有効活用を図るとともに、平成27年度合併特例期間の終了を見据えた、今後の財政状況を的確に予測し財政運営を行います。

(1) 健全な財政運営の確保

中長期的な財政收支の見通しのもとに、財政健全化計画を策定し、これに基づいて毎年度の予算編成を行い、健全な財政規律、財政運営の確保に努めます。

(2) 財源の重点的・効果的な配分・執行

事務事業の検証を行い、南会津町総合振興計画を踏まえ、新たな行政課題を含めて優先順位を定め、限られた財源の重点的・効果的な配分・執行を行います。

全ての職員が、新たな地方公会計制度に基づく財務4表を含めた各種財務指標を把握し理解することによって、コスト意識、経営感覚を持った行政運営を行います。

(3) 第三セクター等の健全化

平成21年11月に策定した、南会津町第三セクター改革プランに基づき、運営の活性化・効率化を図ります。

(4) 収納率(額)の向上

自主財源の確保と公平性の観点から、町税、住宅使用料、上下水道使用料、介護保険料等の収納率の向上は、重要な課題であります。このため、徴収対策の強化を図るとともに、滞納者に対し細やかな納付指導を行います。

(5) 補助金等の見直し

補助金や給付金は、特定行政目的の奨励、弱者救済等のための手段として重要な機能を有するが、その一方で、行政目的を達成した後も既得権益化し、温存されやすい傾向にあります。このため、次のような視点で、補助金等の見直し、整理・合理化を行います。

- ① 目的水準を達成したものや補助金の目的・効果の薄れた補助金はないか、これらの補助金の縮小、廃止はできないか。
- ② 類似補助金の統合・メニュー化はできないか。
- ③ 整理できる補助金はないか。
- ④ 被補助団体(者)の自主自立を損ねていないか、自立できる代替助成制度へ転換できないか。
- ⑤ 被補助団体(者)と比較して優遇されていないか。
- ⑥ 補助の事務手続きの簡素化は図られないか。
- ⑦ 補助率は適正となっているか。

(6) 使用料・手数料の見直し

受益者からの適正な負担を求め、住民負担の公平性と自主財源を確保するため見直しを図ります。

(7) 遊休土地の活用

保有効果を発揮していない遊休町有地については、活用策を検討したうえで貸付や売却処分を検討します。

(8) 新たな地方公会計制度への取組み

資産・債務改革については、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成・活用等を通じ、資産・債務の適切な管理を進めるとともに、住民に公表し、行政の透明性をより高めます。